

安芸市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査を実施したの
で、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和5年3月24日

安芸市監査委員 小川 広人

安芸市監査委員 藤田 伸也

**令和4年度
財政援助団体等監査
結果報告書**



安芸市監査委員

4 安 監 第 80 号
令和 5 年 3 月 24 日

安 芸 市 長 横山 幾夫 様
安芸市議会議長 徳久 研二 様

安芸市監査委員 小川 広人
安芸市監査委員 藤田 伸也

財政援助団体等監査結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査を実施し、同条
第 9 項により監査の結果を報告します。

目 次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査の対象	1
第 3	監査の実施内容及び着眼点	1
第 4	監査の評価基準	2
第 5	監査の期間	2
第 6	監査の結果	3
	安芸市交通安全市民会議（補助金）	3
	安芸市地域防災対策総合補助申請者（補助金）	4
	高知県農業協同組合安芸地区（指定管理）	5
	安芸市土居郷土料理研究会（指定管理）	6

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

第2 監査の対象

1 補助金交付団体

（令和3年度補助金）

補助金交付団体等	補助金の名称
安芸市交通安全市民会議	安芸市交通安全市民会議補助金

（令和元年度及び令和2年度に補助金交付額10万円以上）

補助金交付団体等	補助金の名称
安芸市地域防災対策総合補助申請者 ① 西浜西地区自主防災会 ② 一ノ宮地区自主防災会 ③ 内原野団地自主防災会 ④ 赤野叶岡前地区自主防災会 ⑤ 国重地区自主防災会 ⑥ 春日地区自主防災会	安芸市地域防災対策総合補助金

2 公の施設の指定管理者（令和3年度指定管理）

団体名	施設名
高知県農業協同組合安芸地区	安芸市堆肥供給センター
安芸市土居郷土料理研究会	安芸市地域食材供給施設 「廓中ふるさと館」

第3 監査の実施内容及び着眼点

- 1 補助金は出納その他の事務の執行が交付目的に沿って行われているか、公の施設の管理が条例及び協定書に基づき適正に行われているかについて監査を実施した。
- 2 安芸市監査基準（令和2年安芸市監査委員告示第2号）に準拠し、あらかじめ所管課から監査資料の提出を求め、担当職員及び団体関係者からの説明を聴取するとともに現地調査を行うなどの方法により実施した。

第4 監査の評価基準（抜粋）

（処理区分）

第2条 監査等の結果の処理区分は、次のとおりとする。

1 勧告事項

公務の執行や信頼性などの大きな影響を及ぼすおそれがあるもので、特別に措置を講じる必要があると認められるもの

2 指摘事項

次の事項に該当し、改善等を要すると認められるもの

- （1）法令等（条例、規則、要綱、要領等を含む）に違反する事務手続で市又はその他の者に損害を与え、又は与えるおそれがあるもの
- （2）正確性、経済性、効率性、有効性等に欠如又は疑義があり、改善等を要する事務手続
- （3）行財政運営、内部統制及びリスク管理の面で、何らかの改善を要する事務手続
- （4）その他、監査委員が、指摘事項とすることが必要であると認めるもの

3 指導事項

指摘事項（1）～（3）までに掲げるもののうち、事務手続上の軽微な誤り等のほか、監査委員が指導することが必要であると認めるもの
（措置状況の把握）

第3条 勧告事項及び指摘事項については、措置状況の報告を求める。

第5 監査の期間

令和4年10月27日から令和5年2月9日

第 6 監査の結果

監査の結果は以下のとおりである。今後も関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行って下さい。

なお、事務上の簡易な過誤等が認められたが、その都度関係職員に改善等を指示したので記述を省略した。

1 補助金交付団体等

(1) 安芸市交通安全市民会議（総務課所管）

ア 補助金の名称

安芸市交通安全市民会議補助金

イ 補助金の交付額

300,000 円（令和 3 年度実績）

ウ 補助金の根拠

安芸市交通安全市民会議補助金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日施行）

エ 補助金の交付目的

交通安全対策の推進を図る。

オ 事業概要

交通安全市民会議が行う事業及び事務に要する経費について補助する。

（令和 3 年度実績）

○報償費（功労者表彰記念品他）	48,351 円
○需用費（啓発用グッズ他）	233,476 円
○役務費（郵便料他）	18,173 円

カ 監査結果

【指導事項】

- 団体から提出された実績報告書の添付書類に不備（収支決算書「支出」部の当初予算額が前年度当初予算額を記入）があった。今後は書類のチェックを確実に行って下さい。
- 起案文書に決裁日及び公開区分の記入漏れがあった。安芸市文書取扱規程に基づき適正に処理を行って下さい。

(2) 安芸市地域防災対策総合補助申請者 6 件（危機管理課所管）

ア 補助金の名称

安芸市地域防災対策総合補助金

イ 補助金の交付額

911,891 円（令和元年度監査対象 3 件分の合計額）

864,000 円（令和 2 年度監査対象 3 件分の合計額）

ウ 補助金の根拠

安芸市地域防災対策総合補助金交付要綱（平成 25 年 5 月 20 日施行）

エ 補助金の交付目的

地域の防災対策を総合的に推進し、災害に強い人づくり、地域づくりを目指す。

オ 事業概要

共助を高める対策事業を行う自主防災組織として認めた団体及びその地域を管轄する消防団のうち、活発な防災活動を行うもの。

（令和元年度監査対象 3 件分の実績）

○防災学習の実施に係る経費 20,000 円

○防災訓練の実施に係る経費 56,749 円

○防災資機材の購入に係る経費 835,142 円

（令和 2 年度監査対象 3 件分の実績）

○避難経路及び避難場所に係る経費 66,000 円

○防災資機材の購入に係る経費 798,000 円

カ 監査結果

●新型コロナウイルス感染症防止のため活動を自粛した自主防災会を除き、資機材の点検が行われていることを確認した。

【指導事項】

●団体から提出された完了報告書の添付書類の不備（完了写真がないもの、領収書に領収日がないもの）があった。完了報告書は履行確認の書類となるため、今後は書類のチェックを確実に行って下さい。

2 公の施設の指定管理者

(1) 高知県農業協同組合安芸地区（農林課所管）

ア 根拠条例等

安芸市堆肥供給センター条例

安芸市堆肥供給センター条例施行規則

イ 管理に関する協定等

安芸市堆肥供給センターの指定管理協定書

ウ 指定管理料

なし（協定書第5条）

エ 指定管理期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日

オ 管理の概要（令和3年度実績）

安芸市堆肥供給センター （安芸市穴内甲 736番地）	施設の概要	1991年3月建築 鉄骨造平屋建他 4248.99 m ²
	施設の設置目的	農業生産における連作障害を防止し、農地の地力増進を図り、良質農産物の生産性の向上に期するため、生産者に堆肥を供給する。
	利用状況	バーク供給 807 t
	収支状況	(収入) 9,437,000 円 (支出) 9,437,000 円 (差額) 0 円

カ 監査結果

【指摘事項】

- 指定管理協定書第2条別表1の貸与した備品に一部変更が生じていたが、協定書が変更されていなかった。早急に協定書の変更を行って下さい。

(2) 安芸市土居郷土料理研究会（商工観光水産課所管）

ア 根拠条例等

安芸市地域食材供給施設条例

安芸市地域食材供給施設条例施行規則

イ 管理に関する協定等

安芸市地域食材供給施設の指定管理協定書

ウ 指定管理料

なし（協定書第4条）

エ 指定管理期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日

双方に異論のないときは、1年単位として管理指定期間を延長することができるが、再延長は令和8年3月31日までを限度とする。

オ 管理の概要（令和3年度実績）

安芸市地域食材供給施設 「廓中ふるさと館」 （安芸市土居 1017 番地 1）	施設の概要	1993 年 4 月建築 木造平屋建他 419.99 m ²
	施設の設置目的	農業及び農村の活性化を図るため、より付加価値の高い地域特産品の開発、展示販売を行うとともに郷土料理の提供、研究開発を行い、ふるさとの味を広く宣伝し、都市と農村の交流、情報交換の中心的施設。
	利用状況	入館者数 35,050 人
	収支状況	(収益) 15,711,677 円 (費用) 15,295,860 円 (純利益) 415,817 円

カ 監査結果

【指摘事項】

- 「廓中ふるさと館指定管理業務実施計画書」緊急時の対応については、不特定多数が利用する施設のため、自然災害等を含めた計画を早急に作成して下さい。

【指導事項】

- 自動販売機設置の取扱いについては、自主事業（自己責任と自己の費用で指定管理者が自ら企画実施する業務）として明文化されたい。